

監査の結果に対する措置

平成30年度に実施した定期監査（その1）の監査結果に基づき講じた措置について、

茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

【監査の種類】

定期監査

【措置年度】

令和元年度

総務課

【監査結果】

○地方自治法第16条の規定による公告式は、公告式掲示場への掲示が一般的であり、これによって文書が公文書として正式にその効力が発生し、さらには広く一般に知らせることとなる。この公告式について、広く一般に知らせることの要件として広報の活用、電子媒体の活用等条例改正の検討をされたい。

○社会情勢の変化、市民ニーズの多様化、複雑化に応じた組織の効率的な運営を図るため、組織の見直し、点検を常

に行い、充実した市民サービスの提供ができるよう組織体制の整備に努められたい。

【措置内容】

○茂原市公告式条例（昭和47年茂原市条例第1号）において、

広報及び電子媒体の活用の規定の整備について検討したが、他市等で掲示場又は広報への掲載を規定している公告式条例は少数であり、掲示場への掲載又は広報への掲載のいずれかを行う形式が規定されていた。検討の結果、条例改正は行わないこととするが、広く一般に周知するため、掲示する条例、規則、要綱及び訓令の告示等については、公告式掲示場へ掲示するとともに、平成31年1月から電子媒体（総務課のウェブページ）に掲載することで対応を図った。

なお、本納の公告式掲示場については、ほのおか館の開

館に合わせ、また、庁舎の公告式掲示場については、本年8月に改修工事を行い、新しい掲示場となったことから、市民にとつては、より見やすい掲示場になったと考える。また、庁舎1階情報公開コーナーにおいて、公告式掲示場へ掲示しているものと同じ内容のものを置き、誰でも閲覧できるよう対応している。



▲市庁舎前の公告式掲示場

○組織の見直しについては、近年の災害等の発生状況及び市民ニーズの高まりに鑑み、防災対策課を新設した。

また、行財政改革に一定の効果が見られ、計画の進捗も順調に推移しており、公共施設マネジメントを将来の施策と

関連付ける観点から、経営改革課を解体し、業務を総務課及び企画政策課へ移管した。

さらに、市民活動の支援強化として、市民活動支援センターを、高齢者支援体制の強化として、地域包括支援室をそれぞれ新設した。

また、茂原にはある工業団地への企業誘致が一定の成果を挙げ、一定の目的が立ったことから、商工観光課に設置している企業誘致推進室を解体し、同課振興係に企業誘致推進担当を設けた。

また、建築課において空き家対策や住宅施策に係る業務に対応するため、2係（営繕住宅係、審査指導係）から、営繕住宅係、住宅政策係、営繕係、審査指導係）とし業務体制を整えた。

職員課

【監査結果】

○職員の資質向上については、「茂原市職員人材育成基本方針」に基づき取り組んでいる

ところであるが、新たな行政問題に対応すべく職員の意識改革、能力向上を図り、常に

問題意識を持った職員の養成に努められたい。

【措置内容】

○職員の育成・職員全体の資質の向上については、人材育成基本方針に基づき、様々な職員研修、適切な人事管理、人事評価制度の運用などにより、毎年度人材育成がサイクルとして繰り返されるように実施している。

研修については、全ての職員を対象とした階層別の研修・専門研修、より高度な能力獲得のための派遣研修のほか、平成30年度はロケッツアーや障害者差別解消法など新しいテーマの研修も実施し、時代の変化に対応できる職員の育成に努めた。

お問い合わせは、
監査委員事務局（9階）
☎201560、FAX201607へ。

